

道南うみ街信用金庫 木古内支店で 北海道銀行の手続きができます！

共同窓口の設置について

道南うみ街信用金庫 木古内支店に北海道銀行の共同窓口を設置いたします。

設 置 日	2024年11月11日（月）
営 業 時 間	平日 9:00 ～ 12:30 / 13:30 ～ 15:00
取 扱 業 務	＜お取引の受付＞ ※ 1 住所変更、氏名変更、印鑑変更、キャッシュカード・通帳の再発行、各種変更に伴う通帳記帳・繰越 ＜お取引の取次ぎ＞ ※ 2 各種預金の口座解約、解約に伴う振替・振込、キャッシュカードの新規発行
留 意 事 項	個人または個人事業主のお客さまのお取引が対象（ご本人様によるお手続きが必要）となります。 <u>現金の入出金、口座解約を伴わない振込等、上記「取扱業務」に記載されていない業務はご利用いただけません。</u> 道南うみ街信用金庫木古内支店に設置の北海道銀行ATMまたは北海道銀行函館支店等、最寄りの店舗をご利用ください。 上記「取扱業務」に記載されている業務についても、お取引の内容によっては、一部お取扱いができない場合がございます。 ※ 3

※ 1：道南うみ街信用金庫の職員がご対応し、お客さまにタブレットによる入力等をお願いいたします。

※ 2：TV通話により北海道銀行の職員がお客さまにご説明し、道南うみ街信用金庫ではお客さまにご記入いただいた書類の取次ぎを行います。

※ 3：共同窓口にてお取扱いができない以下のお取引については、北海道銀行 函館支店等、最寄りの店舗にて承ります。

「住所変更」、「氏名変更」、「各種預金の口座解約」のお取扱いができない場合

- ① お届出のご印鑑・キャッシュカード・通帳のいずれかを紛失されている場合
- ② 融資取引（総合口座貸越・カードローン除く）がある場合
- ③ 財形預金、当座預金、外貨預金のお取引がある場合
- ④ 投資信託、国債等の債券口座がある場合
- ⑤ 貸金庫・セーフティケースのお取引がある場合
- ⑥ マル優・マル特をご利用の場合
- ⑦ 教育資金贈与専用口座（学びのパスポート）、結婚・子育て資金贈与専用口座（はぐみパスポート）をご利用の場合

「印鑑変更」のお取扱いができない場合

- ・ 上記①～⑤の対象となっている場合

「キャッシュカード・通帳の再発行」「キャッシュカードの新規発行」のお取扱いができない場合

- ・ 上記①の対象となっている場合
- ・ 代理人キャッシュカード、道銀キャッシュ・クレジットカード、道銀キャッシュ・クレジットカードKitacaを（再）発行する場合

北海道銀行ATMの設置について

2024年11月11日（月）に、道南うみ街信用金庫 木古内支店内に北海道銀行ATMを設置いたします。紙幣の入出金、キャッシュカード振込、通帳記帳・繰越等は、北海道銀行ATMをご利用ください。（営業時間 平日 9:00 ～ 18:00）

《お問い合わせ先》

2024年11月11日（月）以降：北海道銀行 函館支店 0138-51-2211
（平日 9:00 ～ 17:00）



道南うみ街信用金庫



北海道銀行